

報道関係者各位  
プレスリリース

2013年1月11日  
株式会社日立技研

## **「目視検査機」特許侵害訴訟で和解成立**

自動車・携帯電話等の基板検査で使用する目視検査機、メーカー2社に対する特許侵害で和解成立

弊社がWIT株式会社および新電子株式会社に対して提起した目視検査機の特許権侵害差止請求訴訟において、2012年12月25日、WIT株式会社および新電子株式会社が弊社に対して解決金を支払うことで和解が成立しました。目視検査機は、自動車・携帯電話等のプリント基板製造時に最終工程で使用される検査装置です。

訴訟の争点となった目視検査機は、自動車・携帯電話等のプリント基板製造時に使用される検査装置の一種で、プリント基板の外観をチェックする最終工程で使用されるものです。

弊社とWIT株式会社とは目視検査機の製造・販売で2000年からWIT株式会社が弊社製品の販売代理店をつとめる関係にありましたが、WIT株式会社および新電子株式会社が2006年に弊社が製造する目視検査機の類似製品を発売したことで訴訟に発展しました。弊社は、目視検査機の特許を2004年に取得しています(特許第3542114号)。

2010年5月27日、弊社はWIT株式会社および新電子株式会社を相手方として、両社が製造・販売する目視検査機について、特許侵害行為の差止めと損害賠償を求めて東京地方裁判所に訴訟を提起しました(平成22年(ワ)第19504号 特許権侵害差止等請求事件)。続いて2011年9月12日、WIT株式会社が販売を開始した新型装置に対しても訴訟を提起しました(平成23年(ワ)第30079号 特許権侵害差止等請求事件)。

この度の訴訟ではWIT株式会社および新電子株式会社による弊社特許権の侵害の有無、WIT株式会社および新電子株式会社が目視検査装置を製造・販売したことによる弊社の損害についての審理が行われ、最終的に裁判所から和解勧告がなされました。弊社は、裁判所の和解勧告を受け、被告製品の販売に関わられた販社の皆様、被告製品をお使いの御客様等、市場への影響を憂慮し、和解を受け入れることといたしました。

弊社としましては、わが国のプロパテント政策(知的財産権の重視・強化政策)に則り、今後も知的財産を保護・活用し、特許権侵害と考えられる事例に対しては断固たる措置をとらせていただく所存です。

また、弊社特許技術を適正に活用いただいております御客様のご要望にお応えする製品・サービスを継続的に提供してまいりますので、引き続き皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

## 特許権侵害差止等請求事件 和解調書(抜粋)

### ■平成 22 年(ワ)第 19504 号 特許権侵害差止等請求事件

#### <当事者>

原告：株式会社日立技研（茨城県日立市、代表取締役 鈴木孝雄）

被告：WIT 株式会社（千葉県流山市、代表取締役 内海正人）

新電子株式会社（東京都三鷹市、代表取締役 寿時龍太郎）

#### <和解条項>

1. 被告らは、連帯して、原告に対し、本件解決金として金 2000 万円の支払義務があることを認める。
2. 被告らは、連帯して、原告に対し、前項の金員を平成 25 年 1 月 11 日までに原告代理人名義の銀行口座に振り込んで支払う。
3. 原告は、別紙被告製品目録(一)、(二)記載の製品を販売、使用等した第 3 者に対して、提訴等の法的手続をとらないことを確約する。
4. 原告は、その余の請求を放棄する。
5. 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
6. 訴訟費用は、各自の負担とする。

#### <被告製品目録(一)>

目視外観検査装置

製品名「Inspection Pro」

型式番号「IP-2200M」、「IP-2200SL」、「IP-2200L」、「IP-2200XL」

#### <被告製品目録(二)>

目視外観検査装置

製品名「Inspection Pro 新型インライン機」

型式番号「IP-2200M」、「IP-2200SL」

### ■平成 23 年(ワ)第 30079 号 特許権侵害差止等請求事件

#### <当事者>

原告：株式会社日立技研（茨城県日立市、代表取締役 鈴木孝雄）

被告：WIT 株式会社（千葉県流山市、代表取締役 内海正人）

#### <和解条項>

1. 被告は、原告に対し、本件解決金として金 500 万円の支払義務があることを認める。
2. 被告は、原告に対し、前項の金員を平成 25 年 1 月 11 日までに原告代理人名義の銀行口座に振り込んで支払う。
3. 原告は、別紙被告製品目録(三)記載の製品を販売、使用等した第 3 者に対して、提訴等の法的手続をとらないことを確約する。
4. 原告は、その余の請求を放棄する。
5. 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
6. 訴訟費用は、各自の負担とする。

#### <被告製品目録(三)>

目視外観検査装置

製品名「Inspection Pro」

型式番号「IP-2700M」、「IP-2700SL」、「IP-2700L」、「IP-2700XL」

#### <会社概要>

商号：株式会社日立技研

代表者：代表取締役 鈴木孝雄

創立：昭和 42 年 4 月

資本金：1,000 万円

事業内容：プリント基板実装および検査装置開発

URL：<http://www.hgiken.co.jp/>

#### <本件に関するお問い合わせ>

株式会社日立技研

担当：副社長 鈴木正則

TEL：0294-34-2818

FAX：0294-32-3716

E-mail：[info@hgiken.co.jp](mailto:info@hgiken.co.jp)